

大阪市告示第594号

大阪市住居表示条例（昭和40年大阪市条例第4号）第2条の規定に基づき、北区における街区の区域変更を次のとおり行う。

令和6年4月23日

大阪市長 横山英幸

1 街区の区域変更

大深町2番街区の区域を変更し、同5番街区及び6番街区を新設する。

（別図のとおり）

2 実施期日

告示の日

（北区役所戸籍登録課）